第十条第二項中「法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項及び」を削る。

第十一条第一号中「、効果」を「、内容若しくは効果」に改める。

第十五条中「第七条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第二十七条第一号中「、効果」を「、内容若しくは効果」に改める。

第二十八条第一項第九号及び第二十九条第七号中「同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは同法第三十五条の三の十九」を加える。

第三十二条第一項第一号リ、同項第二号リ、第三十三条第二項第五号及び第三十五条第二項第五号中「又は同条第四項」を「若しくは同条第四項」に改め、「同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは同法第三十五条の三の十九」を加える。

第四十一条第一項及び第二項中「同項」を「同条」に改める。

第四十二条第三号中「、効果」を「、内容若しくは効果」に改める。

第四十三条第一項第七号及び第四十四条第六号中「又は同条第四項」を「若しくは同条第四項」に改め、「同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは同法第三十五条の三の十九」を加える。

第五章を第六章とし、第四十七条を第五十七条とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　訪問購入

（訪問購入における書面の交付等）

第四十七条　法第五十八条の七第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二　売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

三　売買契約の申込み又は締結の年月日

四　物品名

五　物品の特徴

六　物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

七　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八　前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第四十八条　法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二　売買契約の締結を担当した者の氏名

三　売買契約の締結の年月日

四　物品名

五　物品の特徴

六　物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

七　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八　前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

九　売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第三号及び同条第四号の事項

第四十九条　法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
一　法第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項	訪問購入に係る物品の購入価格に関し、法第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶をする者に不利な内容が定められていないこと。
二　契約の解除に関する事項	イ　売買契約の相手方からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。 ロ　購入業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における購入業者の義務に関し、民法に規定するものより売買契約の相手方に不利な内容が定められていないこと。
三　その他の特約に関する事項	法令に違反する特約が定められていないこと。

2　書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3　書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

第五十条　法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ロ　イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該購入業者が交付した法第五十八条の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。 ハ　イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。 ニ　イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、購入業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。 ホ　イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は購入業者の負担とすること。 ヘ　イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は、申込者等に対し、速やかに当該物品を返還すること。

2　前項及び法第五十八条の七第六号に掲げる事項は赤枠の中に赤字で記載しなければならない。